

希少資源緊急回収プロジェクト(携帯電話回収事業)公募要項

東京都（以下「都」という。）はこれまで、使用済小型電子機器の再資源化を促進してきました。

小型電子機器にはレアメタル等の希少な金属が含まれており、昨今の世界情勢を踏まえ、資源調達の多角化及び供給リスク低減の観点から、都市に眠る身近な資源の循環利用を一層推進することが重要です。

一方、使用済小型電子機器の約半数が家庭内に退蔵されていると言われており、特に携帯電話は小型で保管しやすいことに加え、保存しておきたいデータが記録されていることから、家庭内に退蔵されやすい傾向があります。

そこで都は、都内の家庭に退蔵する使用済携帯電話（以下「使用済携帯電話」という。）を掘り起こし、店舗等におけるデータ抽出等のサービスを契機として、使用済携帯電話の回収及び再資源化を促進する事業について、以下のとおり公募します。

1 概要

（１）公募の対象

使用済携帯電話の再資源化を促進するための回収事業であって、次の要件を全て満たすものとします。

ア 使用済携帯電話について、都内複数の店舗において、継続的に回収できる体制を有すること。

イ 回収に当たり、排出者が使用済携帯電話を手放す上で障壁となり得る内蔵データを抽出すること。

ウ 排出者のデータ抽出に係る費用負担を軽減する仕組みを設けること

エ 事業実施期間中の回収台数、実施店舗、実施時期、データ抽出サービスの利用状況、回収後の状況等について、都が求める方法により報告できること。

オ 本事業終了後も、使用済携帯電話の回収及び再資源化の継続又は拡大が見込まれること。

（２）事業の選定

外部委員を含む委員で構成する審査委員会で、厳正に提案内容を審査した上で、選定を行います。

予算の範囲内で、応募状況や提案内容を踏まえ、採択の可否を決定します。

（３）応募者の要件

ア 次の要件を全て満たす法人又は団体であること。

（ア）携帯電話に保存されたデータの移行、抽出又は復旧に関するサービス提供実績を有するとともに、携帯電話の回収に関する実績を有すること。

（イ）携帯電話に保存された個人情報その他のデータの取扱いについて、適切に管理する体制を有すること。

(ウ) 回収した携帯電話について、関係法令に基づき適正に保管、運搬、処理、再資源化行う体制を有すること。

イ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」といいます。）第2条第2号に規定するものをいいます。）

(ウ) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいいます。以下同じ。）

(エ) 法人又は任意団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

※ 任意団体が応募する場合は、以下の3つの要件を全て満たすものに限りします。

① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

② 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

③ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

（４）本事業の進め方

本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）と都との間で実施内容、役割分担、費用負担等を規定する協定（以下「協定」という。）を締結した上で、共同で事業を進めていきます。

当該事業の実施に当たり、都は、6により事業費の一部を負担するとともに、次に示す各役割を担います。

- ・廃棄物処理法等の関連法令に関する助言
- ・区市町村等行政機関との調整
- ・当該事業を広く情報発信する機会の提供
- ・必要に応じ、他の事業者との連携のサポート

事業実施者が、他の事業者業務の一部を委託する場合にあつては、当該委託先の事業者の名称等、当該委託する業務の内容等について、事前に都の承認を得ることとします。同業の事業者が複数連携して本事業を実施する場合、競争法を厳に順守し、公正かつ自由な競争が損なわれることのないよう必要な配慮を行うこととします。

（５）本事業に係るスケジュール

ア 公募期間 令和8年8月20日（木曜日）から同年9月11日（金曜日）まで（必着）

イ 選定及び通知時期 令和8年9月中下旬（予定）

（６）本事業の実施期間

協定を締結した日の翌日から令和9年3月26日（金曜日）まで

2 応募手続等

(1) 提出書類

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の①から⑥までの書類のうち①から③までの書類について、別紙記載方法を参考に作成し、公募期間内に都に各1部を提出してください。持込み又は郵送による提出の場合は、併せて、電子媒体に保存したもの1部（CD-R又はDVDによる。）も提出してください。

また、添付書類として、法人の場合は④から⑥までの書類を各1部、団体の場合は⑤及び⑥の書類を1部提出してください。

- ① 書式1 提案申請書 A4判（縦）
- ② 書式2 提案書 A4判（縦） 3
- ③ 書式3 提案書要約 A3判（横） 1枚
- ④ 法人の登記事項証明書（原本）※電子メールによる提出の場合、PDFデータでも可
- ⑤ 定款又は寄附行為（写し）
- ⑥ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）

(2) 提出方法

(3) の提出先へ持込み、郵送又は電子メールいずれかの方法により提出してください。

なお、電子メールでの提出の場合、メール受領から数日以内に受領確認のメールをお送りする予定です。受領確認メールが届いていない場合は、念のため問合せ先まで連絡をお願いします。

(3) 提出先

<持込み・郵送>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 19階北側

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

「希少資源緊急回収プロジェクト（携帯電話回収事業）担当」宛て

<電子メール>

S0000636(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

(4) 公募期間（受付期間）

令和8年8月20日（木曜日）から同年9月11日（金曜日）まで（必着）

3 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査方法

応募者から提案された事業の内容について、下表「審査基準」に基づき総合的に審査を行います。

なお、必要に応じて、提案された事業の内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。

表 審査基準

審査項目	審査の視点	配点	小計
有効性・ 効率性	(1) 回収促進効果 ・使用済携帯電話を掘り起こす上で、データ移行、データ抽出、データ復旧、写真印刷その他これらに類する支援サービスが有効に機能する内容となっているか。 ・都内の店舗等を活用し、排出者が利用しやすい方法により、より多くの使用済携帯電話を回収できる見込みがあるか。	20	40
	(2) 利用者の利便性 ・本事業に係る排出者の負担額が妥当であるか。 ・都内複数地域での実施、対象機種を限定しないなど、広く都民が利用できる工夫がなされているか。	10	
	(3) 費用対効果 都の負担額に対し、十分な使用済携帯電話の回収量及び資源循環効果が見込めるか。	10	
継続性・ 拡大可能性	(1) 事業終了後の継続性 本事業終了後も、使用済携帯電話の回収及び再資源化の継続又は拡大が見込めるか。	15	25
	(2) 横展開・拡張性 事業実施期間中の成果を踏まえ、他店舗、他地域、他サービスへの展開可能性が見込めるか。	10	
妥当性・ 実現性	(1) 実施体制 事業期間内に、応募者が設定する使用済携帯電話の回収目標台数を確実に実施できる体制が確保されているか。	10	25
	(2) 回収・リサイクル体制 排出者からの回収、収集運搬、中間処理、資源利用先等、レアメタル資源の循環利用の体制が確保されているか。	10	
	(3) スケジュールの実現性 事業の企画、実施、実績報告までを含め、事業期間内に確実な実施及び成果の創出が可能な内容となっているか。	5	
その他	・広報や回収方法など、回収量の増加に資する工夫がなされているか。 ・その他、都の環境施策に適合したものであるか。	10	10
合計		100	100

(2) 提案された事業の採択・審査結果の通知

審査委員会において(1)による審査を行った上で提案された事業の採択を行います。採択・非採択は、応募者全員に対して個別に通知します。

4 実施計画書の提出・協定の締結

事業実施者は、提案した事業が採択されたときは、当該通知を受けた後速やかに、本事業の実施計画書を都に提出し、都と協議することとします。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合があります。

都との協議が整い次第、都と事業実施者との間で協定を締結します。

5 報告書

(1) 事業実施者は、毎月10開庁日までに、前月に実施した本事業の実績について、次に掲げる事項を記載した速報を電子情報により都に提出することとします。

- ア 回収した使用済携帯電話の台数
- イ 実施店舗又は実施拠点の数、店舗名
- ウ データ抽出サービスの利用件数
- エ 回収した使用済携帯電話の保管、引渡し、再資源化等の状況
- オ その他都が必要と認める事項

(2) 事業実施者は、令和9年3月26日（金曜日）までに、速報の内容、本事業の実施結果、費用の支出状況、再資源化等の状況、広報の実施状況、課題及び今後の展開可能性等を記載した報告書を都に提出することとします。

(3) 報告書の取扱い

報告書に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、都に帰属します。

また、報告書は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開します。

- ア 個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定するものをいう。）
- イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

6 事業費の支払等

(1) 事業費用

都は、1（6）の期間において、使用済携帯電話の回収等に要した経費を負担します。ただし、負担額は合計4千万円を上限とし、採択が複数件の場合は採択後協議で決定します。

また、都が負担する経費は、使用済携帯電話の回収促進に必要な経費であって、次に掲げるもののうち、都が必要かつ適当と認めるものに限ります。

- ア データ抽出サービスに係る排出者の負担軽減に要する経費
- イ 使用済携帯電話の回収受付、保管、管理、引渡し及び実績集計に要する経費
- ウ 事業実施に必要な機器、備品、消耗品等に要する経費
- エ 本事業の周知、広報、店舗掲示物等に要する経費

オ その他都が本事業の実施に必要と認める経費

なお、都の負担範囲となる経費に1円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとします。

(2) 支払等

ア 支払時期

支払時期は、報告書提出後とします。

イ 支払額の確定方法

報告書、事業に要した費用を証する資料等に基づき支払額を確定します。

このため、令和9年3月26日（金曜日）までに、本事業に要した経費の総額を示す書類及び都負担分に係る経費の支払を証明できる書類等を都に提出してください。

7 その他

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

8 公募全般に関する問合せ先

本件公募に関するお問合せは、次の担当宛てに電話又は電子メールにてお願いします。ただし、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

希少資源緊急回収プロジェクト（携帯電話回収事業）担当

電話番号（直通）：03-5388-3581

電子メール：S0000636(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、（at）を@に置き換えてご利用ください。